



社協だより

令和3年
7月号

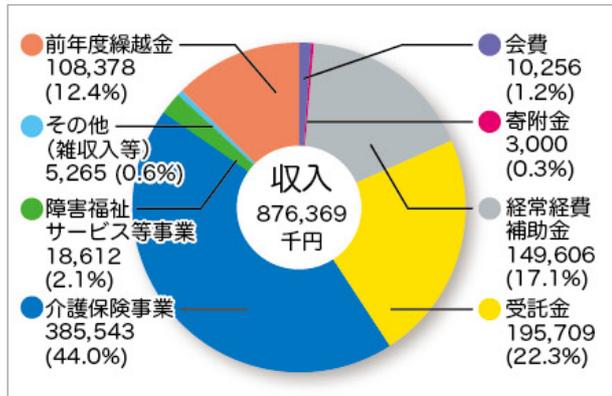
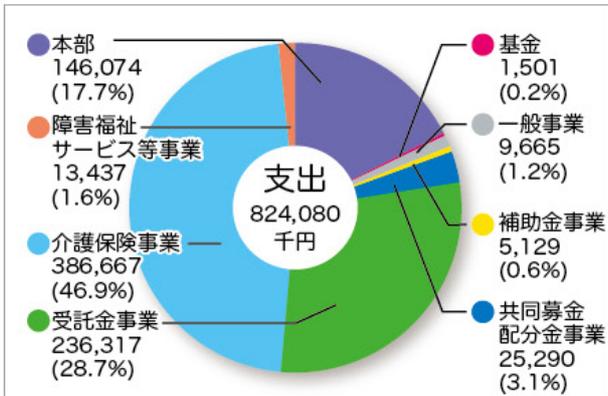
令和3年度予算及び基本方針

高齢者世帯や要介護者・生活困窮者の増加や、核家族化の進行、価値観や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う新しい生活様式の多様化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。社会福祉協議会では、住民や関係機関・団体と協働・連携して、地域に根差した地域福祉活動を展開していきます。

近年、社会福祉法人には、組織体制の強化、事業運営の透明化の向上はもとより、地域における社会福祉事業や公益的な取り組みのさらなる推進が求められています。地域共生社会における社会福祉協議会の役割の明確化も必要とされており、社会経済や政策の動向などを踏まえ、それぞれの地域特性を活かした福祉活動を積極的に展開するとともに、より適正な法人経営に努めていきます。

また、令和3年度より組織機構を変更し、系の障壁をなくして組織内を横断的に活動できるよう、課の名称を市民の皆様が親しみやすい呼称に改名し、係制を担当制に移行します。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し、事業を推進していきます。



(当年度の収支差額 52,289千円)

令和三年度予算

令和三年度の主な事業を紹介します。

活動振興事業

- ・ 会費の募集
- ・ 各支部(校区町内会)に活動費援助
- ・ 福祉団体の育成援助
- ・ 社会福祉大会開催
- ・ 広報紙「社協だより」を年四回発行
- ・ ホームページにより情報提供

高齢者福祉事業

- ・ いきいきサービス事業(要支援認定者事業対象者に運動・レクリエーション等を実施)
- ・ 居宅介護支援事業(要介護認定者のケアプランを作成)
- ・ シニアグラウンド・ゴルフ大会、老人スポーツ大会、高齢者趣味の作品展の開催
- ・ ふれあい懇談会、ほがらか食事会の実施
- ・ 老人クラブ連合会の育成援助
- ・ 老人福祉センターの管理運営(教養講座等の開催、入浴・娯楽施設等の管理)

障がい児・者福祉事業

- ・ 障害者ふれあいレクリエーション事業
- ・ 社会見学の実施、いきいき・ふくふく講座、障がい児のための音楽教室の開催

「社協だより」は、皆さまからお寄せいただきました社協会費、赤い羽根共同募金配分金の一部により発行しています。(本会ホームページから音訳版をダウンロードして聞くことができます。)



- ・重度障害者交流事業、障害児・者社会見学の実施
- ・身体障害者福祉協会・障害者福祉団体連合会の育成援助
- ・身体障害者福祉センターの管理運営（教養講座等の開催）

児童、母子・父子福祉事業

- ・クリスマス会、一日郊外学習の実施
- ・準要保護家庭児童・生徒に校外活動費助成
- ・赤い羽根子供広場遊具補修・点検
- ・母子寡婦福祉会の育成援助
- ・母子福祉センターの管理運営（教養講座等の開催、こどもひろばの管理）
- ・夏休み福祉まるごとまるっと体験塾
- ・みんないっぺんきてみて講座



母子福祉センター
親子アレンジフラワー講座

地域福祉活動推進事業

- ・いきいきサロンの運営
- ・にしお福祉まつりの開催
- ・地域共生社会の実現の推進
- ・子ども食堂への援助
- ・新型コロナウイルス感染症対策緊急生活支援



いきいきサロン

ボランティア活動振興事業

- ・ボランティアセンターの運営
- ・ボランティア講座、ボランティアリーダー研修会、ボランティアのつどい等啓発イベント、青少年等ボランティア福祉体験学習、市内小中学校にて福祉実践教室の開催
- ・ボランティア連絡協議会、ボランティア団体の育成援助
- ・ボランティア相談の実施



福祉実践教室

地域包括支援センター事業

- ・介護に関する総合相談（高齢者福祉サービスの紹介、利用手続きの援助、介護保険に関する相談、権利擁護、高齢者虐待に関する相談、ケアマネジャーの支援等）
- ・介護予防ケアマネジメント事業（要支援認定者、事業対象者のケアプラン作成）
- ・介護予防支援事業の実施（要支援認定者のケアプラン作成）
- ・シルバー元気教室の開催
- ・包括的支援強化事業
- ・認知症地域支援・ケア向上事業（認知症に関する総合相談等、認知症総合支援事業）

相談支援事業

- ・障がい者を中心とした総合相談及び情報提供
- ・相談者へのサービスのコーディネー

ト（調整）、サービス等利用計画作成

日常生活自立支援事業

- ・判断能力が不十分な方の金銭管理、通帳・印鑑等の預かり、福祉サービスの利用援助等

会館管理事業

- ・総合福祉センター、吉良保健センター、幡豆いきいきセンターの管理運営

生活援護事業

- ・被災世帯への災害見舞金の配付
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・歳末たすけあい募金配分事業（慰問金の配付）

貸出事業

- ・福祉車輦や車いすの貸出



貸出用福祉車輦と車いす

相談事業

- ・結婚相談所の運営

ホームヘルパー派遣事業

- ・要支援・要介護認定者、事業対象者、障がい者、養育支援が必要な家庭等を対象にホームヘルパーを派遣し、身体介護、生活援助等を実施

デイサービスセンター事業

- ・要支援・要介護認定者、事業対象者を車で送迎し、日常動作訓練、入浴サービス、食事介助等を実施

高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

- ・高齢者世話付住宅に生活援助員を派遣（シルバーハウジング事業）

成年後見センター事業

- ・判断能力が不十分な方や関係者に、成年後見制度の利用に関する相談及び手続き支援
- ・成年後見制度の普及・啓発
- ・法人後見の受任

その他の事業

- ・赤い羽根共同募金運動への協力
- ・善意銀行による寄附の受付・活用

※新型コロナウイルス感染症防止のため、予定している事業が中止になることがあります。

幡豆支所に新しい福祉車両がやってきた！



納車されたばかりの福祉車両

社会福祉協議会では、福祉車両（車いす仕様車両）の貸出事業を実施しています。

（株）栄成様から、費用の一部をご寄附いただき、福祉車両を購入しました。

福祉車両は、移動が困難な障がいをお持ちの方や高齢の方、傷病等により歩行が困難な方でも、車いすに乗ったままで乗車することができます。通院・買物・レジャー等に、ぜひご利用ください。（福祉車両は、本所、一色・吉良支所でも貸し出ししています。）



寄せられた応募用紙

福祉車両の愛称が「豆助（まめすけ）」に決まりました！

幡豆地区の小中学生を対象に愛称の募集をしたところ、多数の応募をいただき、ご協力ありがとうございました。応募作品183点の中から、幡豆中学校2年の梅田徠翔（らいと）さんの「豆助」に決定しました。

「豆助」が、今後もより多くの地域のみなさんに慣れ親しみ、利用いただけるよう努めてまいります。

<問合先> 幡豆支所 TEL63-0181

「豆助（まめすけ）」の由来は、「幡豆」の「豆」と、「人を助ける」の「助」を組み合わせたものです。



福祉車両の豆助

ボランティアのひろば

西尾市社会福祉協議会ボランティアセンター（社協ボランティアセンター）では、ボランティア活動をした
い方、又は依頼したい方のご相談や、ボランティア入門講座などの開催により、ボランティアの育成・支援等
を行っています。ボランティアに関するご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

ボランティア団体の登録と相談・支援

ボランティアに関する相談にあたりるとともに、ボ
ランティア団体の登録により活動を支援します。

ボランティアの啓発、福祉教育の推進

にしお福祉まつり等を開催し、ボランティア・市
民活動に対する意識高揚を図ります。

また、児童・生徒に対して車いす、手話、点字な
どを体験する福祉実践教室を行うとともに、各種福
祉事業への協力及び講師・ボランティアの派遣、紹
介をします。



ボランティアリーダー研修会



福祉実践教室「車いす体験」（八ツ面小学校にて）

ボランティア養成講座の開催

地域福祉の担い手として期待されるボランティアの
育成を図るため、点訳、音訳等の養成講座を開催しま
す。

ボランティア保険の加入手続き

活動中にボランティア自身がケガをした（傷害事
故）、他人にケガをさせてしまった、他人の物を壊し
てしまった（賠償事故）などの事故に対して幅広く補
償されます。

補償内容		プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害補償	死亡・後遺障害保険金		620万円	840万円	1,230万円
	後遺障害保険金		後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～42%をお支払いします。		
	入院保険金日額		4,400円	5,400円	8,400円
	手術保険金		入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合：入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額		2,800円	3,200円	5,800円
賠償責任補償	身体障害・財物損壊共通		1事故につき（支払限度額）5億円		
	人格権侵害		免責金額なし		
1名あたりの 年間保険料	基本プラン		250円	300円	500円
	基本+天災プラン 地震・噴火・津波によるケガも補償		400円	500円	800円

*行事の主催者及び参加者がケガをした場合等に適用されるボランティア行事用保険もあります。詳しくは、パンフレットをご覧ください。パンフレットは西尾市社会福祉協議会本所・各支所にて配付しています。

「介護職員初任者研修」受講料助成 令和3年度ホームヘルパー候補生大募集！

「介護職員初任者研修」は、介護の基礎知識やスキルを学ぶ上での入門的な資格です。社会福祉協議会では、この「介護職員初任者研修」を受講し、研修修了後に非常勤ホームヘルパーとして6か月以上勤務していただいた方に、受講料等を助成いたします。

ホームヘルパーとして働いてみたい方、将来のために介護に関する専門知識や資格を取得したい方、費用が心配で資格取得をためらっている方、この機会にぜひお申し込みください。

応募資格

- ① 60歳未満の方
- ② 看護師、准看護師、介護福祉士、介護福祉士実務者研修、ホームヘルパー1級・2級、介護職員初任者研修の資格保持者でない方
- ③ 普通自動車第一種運転免許をお持ちの方

募集人数

10名 ※受講前に面接を行います。

受講料の助成について

受講料については100,000円を限度とし、実費を助成します。交通費は、受講会場を問わず1日1,000円を助成します。

問合先

西尾市社協ヘルパーステーション（旧西尾市エリア）
TEL 56-1151
西尾市社協ヘルパーステーションきら（旧幡豆郡エリア）
TEL 32-3543

※社会福祉協議会では研修は行っておりません。
研修の受講先がわからない方はご相談ください。



ご利用ください!! TEL56-5900

西尾市結婚相談所

結婚相談所では、相手方の紹介をしています。市内はもとより、近隣市町の方も登録していただけます。

- 利用できる方 未婚の方（再婚の方の登録も可）
- 相談日時 毎週火曜日及び毎月第1・3日曜日 午後1時～3時（祝日は除く）
- 相談場所 総合福祉センター 4階 相談室5
- 登録手続きに必要なもの 写真2枚（L判サイズの大きさで、上半身（顔）と全身各1枚）と、申込金500円（有効期限3年、更新可）
- 問合先 総務地域課

※相談は、社会福祉協議会が委嘱する相談員により行います。

※相談・紹介は無料です。

※プライバシーの保護については厳守します。



西尾市社会福祉協議会 相談支援事業所

障がい（身体・知的・精神）のある方やご家族の方で、悩んでいることや困っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。

<問合先> 介護サービス課

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的・精神障がいのある方で、「通帳や印鑑をなくしてしまう」、「お金の管理がうまくできない」などで困っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。

<問合先> 総務地域課

